

ケアハウス第二椿寿荘 加算一覧表

※すべての加算を算定するわけではありません。

令和6年11月1日現在

加算名		単位数	対象者
1	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日	職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある場合
2	夜間看護体制加算（Ⅰ）	18単位/日	夜間に看護師配置を行う場合
3	夜間看護体制加算（Ⅱ）	9単位/日	夜間において看護職員オンコール体制などを整備している場合
4	科学的介護推進体制加算	40単位/月	身体状況や疾患情報を厚生労働省へ提出し科学的な介護の実践につなげる場合
5	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月	利用者の安全及び介護サービスの質を確保し、職員の負担軽減について検討する委員会の開催や見守り機器等を活用し、業務改善を継続的に行う場合。
6	A D L 等維持加算	30単位/月	利用者の自立支援・重度化防止のため機能訓練等に取組み評価期間の中でADLの維持または改善の度合いが一定の水準を超えている場合
7	口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/6ヶ月	利用者の口腔機能を定期的に確認し口腔・栄養の状態を的確に把握した上でより良いケアを提供する場合
8	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月	新興感染症予防のため、医療機関との連携を構築し、定期的な情報交換を行い、感染予防の研修受講や助言、指導を受けた場合
9	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受ける場合
10	協力医療機関連携加算（Ⅰ）	100単位/月	協力医療機関連携加算（Ⅱ）に加え、医療機関への相談が常時できる体制の確保、および診療を行う体制を常時確保している場合。
11	協力医療機関連携加算（Ⅱ）	40単位/月	協力医療機関と定期的な会議において入居者の情報共有を行った場合。
12	介護職員等処遇改善加算	月総単位数の12.8%	介護職員等の処遇改善における複数の取り組みを行いサービスの質を保持している場合
13	退居時情報提供加算	250単位/回	医療機関へ入院した場合、医療機関へ情報提供を行った場合
14	退院・退所時連携加算	30単位/日	医療機関等から退院をする際に施設で生活が円滑に送れるように病院等と連携・調整を行った場合（（再）入居後30日間）
15	看取り介護加算（Ⅰ） / （Ⅱ） -1	72単位/日	施設で看取り介護を行った場合。死亡日以前31日以上45日以下 ※夜間看護職員の配置があった場合は（Ⅱ）572単位/日
16	看取り介護加算（Ⅰ） / （Ⅱ） -2	144単位/日	施設で看取り介護を行った場合。死亡日以前4日以上30日以下 ※夜間看護職員の配置があった場合は（Ⅱ）644単位/日
17	看取り介護加算（Ⅰ） / （Ⅱ） -3	680単位/日	施設で看取り介護を行った場合。死亡日2日前および3日前 ※夜間看護職員の配置があった場合は（Ⅱ）1180単位/日
18	看取り介護加算（Ⅰ） / （Ⅱ） -4	1280単位/日	施設で看取り介護を行った場合。死亡日 ※夜間看護職員の配置があった場合は（Ⅱ）1780単位/日

その他実費負担となるもの		備考
1	居室における電気・水道・電話（固定）・ケーブルTV視聴料など	電気は九州電力との個別契約となり、その他は施設利用料と合算してご請求
2	医科診療や歯科診療にかかる診療費、薬局調剤医療費等の医療費	
3	お菓子や飲料、オムツ、歯磨きなど嗜好や個人で使用するもの	週1回のマーケット注文をご利用ください
4	衣類洗濯代行	3,000円/月
5	受診（通院）付き添い代行	1,000円/時
6	散髪・理美容代	月1回訪問理美容（事前予約が必要です）
7	施設行事等の写真印刷や証書、文書のコピー等	

※状況によっては対応ができない場合があります。予めご了承ください。